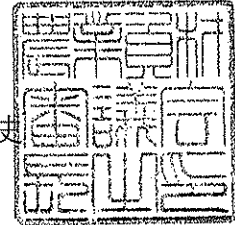


21資審第15号
平成22年 3月 9日

農林水産大臣 赤松広隆 殿

農業資材審議会長 土肥 一 史



飼料添加物の基準及び規格の改正等について（答申）

平成19年12月10日付け19消安第10855号、平成20年2月25日付け19消安第12914号、平成21年1月9日付け20消安第10158号、平成21年2月19日付け20消安第11212号、平成21年2月23日付け20消安第11884号、平成21年4月28日付け21消安第793号及び平成22年2月24日付け21消安第13278号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

第1 飼料添加物の基準及び規格の改正について

飼料添加物であるアルカリ性プロテアーゼ、キシラナーゼ及びβ-グルカナーゼ製剤の成分規格等の改正を別記により措置することは、適当と認める。

第2 組換えDNA技術応用飼料の安全性に関する確認について

次に掲げる飼料について安全性の確認を行うことは適当と認める。

- ・耐熱性α-アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統
- ・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統
- ・除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統
- ・除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシ(DP-098140-6)
- ・高オレイン酸含有ダイズ(DP-305423-1)

第3 規格に合わない飼料に該当するおそれがある飼料の指定について

このことについて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第51条第1項の規定に基づき、カナダ産あまを同法第3条第1項の規定により定められた規格に合わない飼料に該当するおそれがある飼料に指定することは、適当と認める。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文(案)

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和五十一年七月二十四日農林省令第三十五号)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第2(第2条関係)</p> <p>8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(1)~(131) (略)</p> <p>(132) アルカリ性プロテアーゼ</p> <p>アルカリ性プロテアーゼ(その1) (略)</p> <p>アルカリ性プロテアーゼ(その2)</p> <p>ア 製造用原体</p> <p>(7) 成分規格</p> <p>酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、1g中に80,000たん白消化力単位以上を含む。</p> <p>性状</p> <p>① 本品は、淡褐色の液体で、わずかに特異なにおいを有する。</p> <p>② 本品の水溶液(1→100)のpHは、5.5から8.5である。</p> <p>③ 本品は、pH7.0から9.0において最大の酵素活性を有する。</p> <p>純度試験</p> <p>① 重金属 本品1.0gをとり、重金属試験法第2法により試験を行うとき、その量は鉛標準液5.0mLに対応する量以下でなければならない(50ppm以下)。</p> <p>② ヒ素 本品1.0gをとり、ヒ素試験法第3法により試験を行うとき、これに適合しなければならない(2ppm以下)。</p> <p>③ 抗菌活性 抗菌活性を示してはならない。</p> <p>強熱残分 10.0%以下(1g)</p> <p>酵素力試験 たん白消化力試験法第1法によつて試験を行う。</p> <p>(4) 製造の方法の基準</p> <p><i>Bacillus subtilis</i>のアルカリ性プロテアーゼ生産菌株を培養し</p>	<p>別表第2(第2条関係)</p> <p>8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準</p> <p>(1)~(131) (略)</p> <p>(132) アルカリ性プロテアーゼ</p> <p>アルカリ性プロテアーゼ(その1) (略)</p> <p>アルカリ性プロテアーゼ(その2)</p> <p>ア 製造用原体</p> <p>(7) 成分規格</p> <p>酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、1g中に80,000たん白消化力単位以上を含む。</p> <p>性状</p> <p>① 本品は、淡褐色の液体で、わずかに特異なにおいを有する。</p> <p>② 本品の水溶液(1→100)のpHは、5.5から8.5である。</p> <p>③ 本品は、pH7.0から9.0において最大の酵素活性を有する。</p> <p>純度試験</p> <p>① 重金属 本品1.0gをとり、重金属試験法第2法により試験を行うとき、その量は鉛標準液5.0mLに対応する量以下でなければならない(50ppm以下)。</p> <p>② ヒ素 本品1.0gをとり、ヒ素試験法第3法により試験を行うとき、これに適合しなければならない(2ppm以下)。</p> <p>③ 抗菌活性 抗菌活性を示してはならない。</p> <p>強熱残分 10.0%以下(1g)</p> <p>酵素力試験 たん白消化力試験法第1法によつて試験を行う。</p> <p>(4) 製造の方法の基準</p> <p><i>Bacillus subtilis</i>のアルカリ性プロテアーゼ生産菌株を培養し</p>

、培養終了後、培養物をろ過又は水で抽出後ろ過し、菌体を除去し、更にろ液を濃縮して製造すること。

(f) 保存の方法の基準

遮光した気密容器に保存すること。

(e) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵素活性を示すpH値（小数点以下第1位まで）を記載すること。

イ 製剤（その1）

(7) 成分規格

本品は、「アルカリ性プロテアーゼ（その2）」に、小麦粉等を混和した小片から粉末又は粒子である。

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、表示たん白消化力単位の85～170%を含む。

酵素力試験 たん白消化力試験法第1法によつて試験を行う。

(i) 保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

(f) 表示の基準

「アルカリ性プロテアーゼ（その2）」の表示の基準を準用する。

ウ 製剤（その2）

(7) 成分規格

本品は、「アルカリ性プロテアーゼ（その2）」に、プロピレングリコールを混和した水溶性液状物である。

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、表示たん白消化力単位の85～170%を含む。

酵素力試験 たん白消化力試験法第1法によつて試験を行う。

(i) 保存の方法の基準

遮光した密閉容器に入れ、25℃以下で保存すること。

(f) 表示の基準

「アルカリ性プロテアーゼ（その2）」の表示の基準を準用する。

(133) キシラナーゼ

、培養終了後、培養物をろ過又は水で抽出後ろ過し、菌体を除去し、更にろ液を濃縮して製造すること。

(f) 保存の方法の基準

遮光した気密容器に保存すること。

(e) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵素活性を示すpH値（小数点以下第1位まで）を記載すること。

イ 製剤

(7) 成分規格

本品は、「アルカリ性プロテアーゼ（その2）」に、小麦粉等を混和した小片から粉末又は粒子である。

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、表示たん白消化力単位の85～170%を含む。

酵素力試験 たん白消化力試験法第1法によつて試験を行う。

(i) 保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

(f) 表示の基準

「アルカリ性プロテアーゼ（その2）」の表示の基準を準用する。

(133) キシラナーゼ

ア 製造用原体

(7) 成分規格

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、1 g中に4,000キシラン糖化力単位以上を含む。

性状

- ① 本品は、淡褐色の液体で、わずかに特異なおいを有する。
- ② 本品の水溶液(1→100)のpHは、4.0から7.0である。
- ③ 本品は、pH5.0から6.0において最大の酵素活性を有する。

純度試験

- ① 重金属 本品1.0gをとり、重金属試験法第2法により試験を行うとき、その量は鉛標準液5.0mLに対応する量以下でなければならない(50ppm以下)。
- ② ヒ素 本品1.0gをとり、ヒ素試験法第3法により試験を行うとき、これに適合しなければならない(2ppm以下)。
- ③ 抗菌活性 抗菌活性を示してはならない。

強熱残分 10.0%以下(1g)

酵素力試験 キシラン糖化力試験法によつて試験を行う。

(4) 製造の方法の基準

*Trichoderma longibrachiatum*のキシラナーゼ生産菌株を培養し、培養終了後、培養物をろ過又は水で抽出後ろ過し、菌体を除去し、更にろ液を濃縮して製造すること。

(7) 保存の方法の基準

遮光した気密容器に保存すること。

(エ) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵素活性を示すpH値(小数点以下第1位まで)を記載すること。

イ 製剤(その1)

(7) 成分規格

本品は、「キシラナーゼ」に、小麦粉等を混和した小片から粉末又は粒子である。

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、表示キシラン糖化力単位の85~170%を含む。

酵素力試験 キシラン糖化力試験法によつて試験を行う。

ア 製造用原体

(7) 成分規格

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、1 g中に4,000キシラン糖化力単位以上を含む。

性状

- ① 本品は、淡褐色の液体で、わずかに特異なおいを有する。
- ② 本品の水溶液(1→100)のpHは、4.0から7.0である。
- ③ 本品は、pH5.0から6.0において最大の酵素活性を有する。

純度試験

- ① 重金属 本品1.0gをとり、重金属試験法第2法により試験を行うとき、その量は鉛標準液5.0mLに対応する量以下でなければならない(50ppm以下)。
- ② ヒ素 本品1.0gをとり、ヒ素試験法第3法により試験を行うとき、これに適合しなければならない(2ppm以下)。
- ③ 抗菌活性 抗菌活性を示してはならない。

強熱残分 10.0%以下(1g)

酵素力試験 キシラン糖化力試験法によつて試験を行う。

(4) 製造の方法の基準

*Trichoderma longibrachiatum*のキシラナーゼ生産菌株を培養し、培養終了後、培養物をろ過又は水で抽出後ろ過し、菌体を除去し、更にろ液を濃縮して製造すること。

(7) 保存の方法の基準

遮光した気密容器に保存すること。

(エ) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵素活性を示すpH値(小数点以下第1位まで)を記載すること。

イ 製剤

(7) 成分規格

本品は、「キシラナーゼ」に、小麦粉等を混和した小片から粉末又は粒子である。

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、表示キシラン糖化力単位の85~170%を含む。

酵素力試験 キシラン糖化力試験法によつて試験を行う。

(i) 保存の方法の基準
遮光した密閉容器に保存すること。

(ii) 表示の基準
「キシラナーゼ」の表示の基準を準用する。

ウ 製剤 (その2)

(7) 成分規格

本品は、「キシラナーゼ」に、D-ソルビトール液を混和した水溶性液状物である。

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、表示キシラン糖化力単位の85~170%を含む。

酵素力試験 キシラン糖化力試験法によって試験を行う。

(i) 保存の方法の基準

遮光した密閉容器に入れ、25℃以下で保存すること。

(ii) 表示の基準

「キシラナーゼ」の表示の基準を準用する。

(134) キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素 (略)

(135) β-グルカナーゼ

ア 製造用原体

(7) 成分規格

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、1 g中に4,000 β-グルカン糖化力単位以上を含む。

性状

- ① 本品は、淡褐色の液体で、わずかに特異なにおいを有する。
- ② 本品の水溶液 (1→100) のpHは、3.5から6.0である。
- ③ 本品は、pH3.5から5.0において最大の酵素活性を有する。

純度試験

- ① 重金属 本品1.0 gをとり、重金属試験法第2法により試験を行うとき、その量は鉛標準液5.0m Lに対応する量以下でなければならない (50 ppm以下)。
- ② ヒ素 本品1.0 gをとり、ヒ素試験法第3法により試験を行うとき、これに適合しなければならない (2 ppm以下)。

(i) 保存の方法の基準
遮光した密閉容器に保存すること。

(ii) 表示の基準
「キシラナーゼ」の表示の基準を準用する。

(134) キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素 (略)

(135) β-グルカナーゼ

ア 製造用原体

(7) 成分規格

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、1 g中に4,000 β-グルカン糖化力単位以上を含む。

性状

- ① 本品は、淡褐色の液体で、わずかに特異なにおいを有する。
- ② 本品の水溶液 (1→100) のpHは、3.5から6.0である。
- ③ 本品は、pH3.5から5.0において最大の酵素活性を有する。

純度試験

- ① 重金属 本品1.0 gをとり、重金属試験法第2法により試験を行うとき、その量は鉛標準液5.0m Lに対応する量以下でなければならない (50 ppm以下)。
- ② ヒ素 本品1.0 gをとり、ヒ素試験法第3法により試験を行うとき、これに適合しなければならない (2 ppm以下)。

③ 抗菌活性 抗菌活性を示してはならない。

強熱残分 10.0%以下 (1 g)

酵素力試験 β -グルカン糖化力試験法によつて試験を行う。

(4) 製造の方法の基準

*Trichoderma longibrachiatum*の β -グルカナーゼ生産株を培養し、培養終了後、培養物をろ過又は水で抽出後ろ過し、菌体を除去し、更にもろ液を濃縮して製造すること。

(5) 保存の方法の基準

遮光した気密容器に保存すること。

(6) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵素活性を示すpH値(小数点以下第1位まで)を記載すること。

イ 製剤(その1)

(7) 成分規格

本品は、「 β -グルカナーゼ」に、小麦粉等を混和した小片から粉末又は粒子である。

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、表示 β -グルカン糖化力単位の85~170%を含む。

酵素力試験 β -グルカン糖化力試験法によつて試験を行う。

(4) 保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

(5) 表示の基準

「 β -グルカナーゼ」の表示の基準を準用する。

ウ 製剤(その2)

(7) 成分規格

本品は、「 β -グルカナーゼ」に水を混和した水溶性液状物である。

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、表示 β -グルカン糖化力単位の85~170%を含む。

酵素力試験 β -グルカン糖化力試験法によつて試験を行う。

(4) 保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

③ 抗菌活性 抗菌活性を示してはならない。

強熱残分 10.0%以下 (1 g)

酵素力試験 β -グルカン糖化力試験法によつて試験を行う。

(4) 製造の方法の基準

*Trichoderma longibrachiatum*の β -グルカナーゼ生産株を培養し、培養終了後、培養物をろ過又は水で抽出後ろ過し、菌体を除去し、更にもろ液を濃縮して製造すること。

(5) 保存の方法の基準

遮光した気密容器に保存すること。

(6) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵素活性を示すpH値(小数点以下第1位まで)を記載すること。

イ 製剤

(7) 成分規格

本品は、「 β -グルカナーゼ」に、小麦粉等を混和した小片から粉末又は粒子である。

酵素力単位 本品は、酵素力試験を行うとき、表示 β -グルカン糖化力単位の85~170%を含む。

酵素力試験 β -グルカン糖化力試験法によつて試験を行う。

(4) 保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

(5) 表示の基準

「 β -グルカナーゼ」の表示の基準を準用する。

(7) 表示の基準

「β-グルカナーゼ」の表示の基準を準用する。

(136)～(160) (略)

(137)～(160) (略)